

日整連第18-328号
平成18年12月8日

各自動車整備振興会 会長 殿

社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会長 坪内協致



定期点検整備促進運動の実施等について

拝啓、時下、貴会ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記運動を別添1の「定期点検整備促進対策要綱」に基づき、国土交通省及び警察庁のご指導のもとに引き続き平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間実施することになりましたのでお知らせ致します。

本運動については、別添2のとおり国土交通省・技術安全部長から各地方運輸局長等に対し通達が出されたこと、及び別添3のとおり本運動の促進対策の一環として使用される自動車の前面ガラスに貼付するステッカーが国土交通大臣より指定されましたことを併せてお知らせ致します。

また、各整振等から、ステッカーの地色を従来どおり年毎に区分して頂きたい旨の要望がありましたことから、国土交通省と協議した結果、従来色の順番に変更することとなりましたので、詳細は「定期点検整備促進対策要綱」の別紙をご参照下さい。

なお、今回許可のありましたステッカーの供給体制につきましては、下記のとおりとする予定でありますのでよろしくお願い致します。

敬具

記

1. 19年用ステッカー

本年度許可の様式と次年度許可の様式が同一のため、現在、供給している19年用ステッカーをそのまま供給します。

2. 20年用ステッカー

次年度許可の様式（裏面の印刷が「平成21年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。」となります。）の20年用ステッカーは、平成19年2月初旬から供給する予定です。

次年度許可の20年用ステッカーの注文受付開始のお知らせは、来年1月中旬頃に、当会担当部署から、別途FAX等でご案内します。

※ 本年11月中旬から供給している、本年度許可の20年用ステッカーは、裏面の印刷が「平成20年4月30日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。」となっています。

3. 21年用ステッカー

平成19年11月中旬から供給する予定です。

4. その他

現在、供給している20年用ステッカーは、整備事業者等が自動車の前面ガラスに貼付できる期間が平成19年3月31日までと指定されていること、及び裏面の印刷が「平成20年4月30日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。」となっていることから、貴会における在庫等にご留意頂きますとともに、整備事業者等へもその旨周知下さるようお願い致します。

以上

<本件の問合せ：日整連 総務部 森、指導部・指導課 伊藤>